

意見募集案件	北広島市水道事業財政計画(案)の策定について
担当課	水道部業務課 電話 011-372-3311 内 873

意見募集期間	平成 26 年 12 月 18 日(木)から平成 27 年 1 月 17 日(土)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(業務課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出 方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>水道部業務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2782 電子メールアドレス: gyomu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の 公表予定時期	市ホームページにて平成 27 年 2 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えを公表します。
対象となる 政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 将来3か年(平成 27 年度～平成 29 年度)の財政収支状況を把握し、計画的かつ効率的な水道事業の財政運営を図るため、本計画を策定しました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 水需要の減少に伴い、給水収益が減りつつある中、平成 27 年度から新水源の受水費用が新たに発生することなどから、本市水道事業の経営は非常に厳しい状況となる見込みです。今後、収支改善に向け、経営の効率化、コスト削減等、一層の経営努力を続けてまいります。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 地方公営企業法第 21 条、水道法第 14 条第 2 項、水道法施行規則第 12 条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 計画期間中は、水道料金の改定は行わない予定です。</p>
対象となる 政策等の原案	別添ファイル「水道事業財政計画(案)」のとおり
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に、平成 27 年 3 月中に計画決定し公表を行う予定です。</p>